

⑧ 環境影響調査の結果

事前資料8

1 環境影響調査項目の結果

調査項目	生活環境 影響要因	調査内容	現況 (実測値)	将来 (予測結果)	生活環境保全上の 目標※1	結果
粉じん	施設の稼働	粉塵量	敷地境界 (No.1) 0.12mg/m ³ 敷地境界 (No.2) 0.033mg/m ³	環境保全対策を実施することで現況と同等 (0.033～0.12mg/m ³ 程度)と予測される。	周辺環境を著しく悪化させないこと。 (環境確保条例の構造基準を満足すること。)	○
騒音	施設の稼働	騒音レベル	敷地境界 (No.1) 朝:59dB 昼間:69dB 夕:57dB 夜間:54dB 敷地境界 (No.2) 朝:57dB 昼間:68dB 夕:59dB 夜間:52dB	敷地境界 (No.1) 朝:59dB 昼間:69dB 夕:57dB 夜間:55dB 敷地境界 (No.2) 朝:58dB 昼間:68dB 夕:59dB 夜間:53B	敷地境界 朝:60dB 昼間:70dB 夕:60dB 夜間:55dB	○
振動	施設の稼働	振動レベル	敷地境界 (No.1) 昼間:50dB 夜間:50dB 敷地境界 (No.2) 昼間:50dB 夜間:50dB 敷地境界 (No.3)※2 昼間:43dB 夜間:43dB	敷地境界 (No.1) 昼間:51dB 夜間:51dB 敷地境界 (No.2) 昼間:52dB 夜間:52dB 敷地境界 (No.3)※2 昼間:53dB 夜間:53dB	敷地境界 昼間:65dB 夜間:60dB	○
悪臭	施設からの 悪臭の漏洩	臭気指数	敷地境界 <10	環境保全対策を実施することで現況と同等 (<10程度)と予測される。	敷地境界 13	○

※1 生活環境保全上の目標の設定根拠

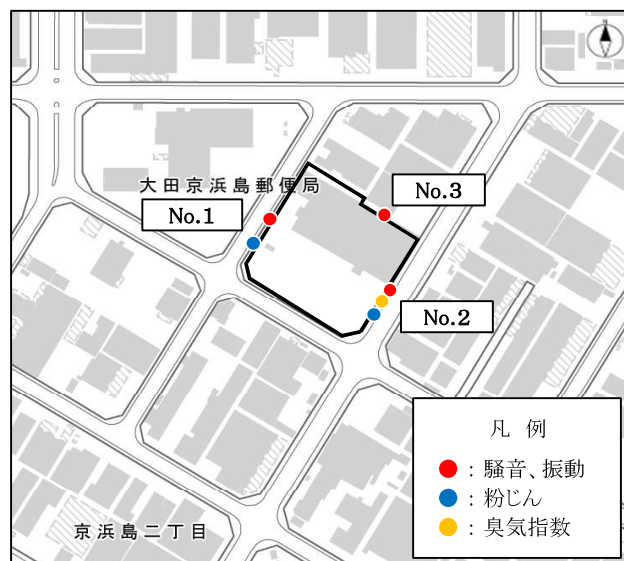
粉じん：粉じんは敷地境界等での規制値は存在しないが、東京都環境確保条例では粉じんの特定施設には構造基準が存在する。目標値は定性的に「周辺環境を著しく悪化させないこと(環境確保条例の構造基準を満足すること。)」とした。

騒音：計画地は工業専用地域であるため、騒音規制法及び東京都環境確保条例の適用外となる。参考に工業地域に適用される第4種区域の規制基準を適用。

振動：計画地は工業専用地域であるため、振動規制法及び東京都環境確保条例の適用外となる。参考に工業地域に適用される第2種区域の規制基準を適用。

悪臭：悪臭防止法及び東京都環境確保条例による工業専用地域における規制基準を適用。

※2 振動の敷地境界 (No.3) は新規に設置する破砕機近傍で調査地点に選定した。



出典：国土地理院ウェブサイト (<https://www.gsi.go.jp/tizu-kutyu.html>)

図 調査地点位置図

第九号議案

2 環境保全対策

周辺環境に対する影響を考慮し、以下の対策を行っている。

粉 じ ん：粉じんの発生が懸念される破砕処理等については、建屋内または建屋で囲まれた場所で実施し、必要時以外は建屋入口に設置しているシャッターを閉めて作業を行う。また、集塵機の設置や散水の実施により、粉じんの発生を防止する。

騒 音：騒音発生機器は、遮音能力の高い建屋内に設置し、搬入搬出等の必要時間外にはシャッターを閉めることにより、敷地外への騒音を抑制する。また、施設は定期的に稼働部のメンテナンスを実施し、稼働時間を遵守するなどの配慮により、周辺の生活環境への騒音レベルの低減を図る。

振 動：振動発生機器は、強固な基礎の上に設置する。施設は、定期的に稼働部のメンテナンスを実施し、稼働時間を遵守し、周辺の生活環境への振動レベルの低減を図る。

悪 臭：悪臭のおそれのある廃棄物は持ち込まないように考慮し、万一持ち込まれた際は建屋内で処理する。また、必要時以外は建屋入口に設置しているシャッターを閉めて作業を行う。

運 搬 車 両：廃棄物運搬車両については、法定速度の遵守、過積載の禁止、緊急時以外のクラクションの禁止の指導、アイドリングストップ、搬入搬出時間の遵守、定期的な車両の整備等の配慮により、周辺の生活環境への騒音レベルの低減を図る。また、路上駐車防止対策として、処理能力増加後においても搬出入時に待機車が生じた場合、敷地内で待機可能なスペースを確保する。